

水産政策審議会企画部会  
第62回議事録

水産庁漁政部企画課

## 水産政策審議会第62回 企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年8月5日（金）午後1時00分

閉会 平成28年8月5日（金）午後2時56分

### 2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 馬場 治  
浜田 峰子 東村 玲子 平野 澄子 細川 良範  
水越 和幸

（特別委員）遠藤 喜志雄 久賀 みず保 菅原 幸洋 鈴木 博晶  
関 いずみ 高橋 健二 千葉 康則 中田 薫  
米山 秀樹 若狭 信行

### 3. その他出席者

（水産庁）長谷水産庁次長 大杉漁政部長 保科増殖推進部長  
中企画課長 矢花水産経営課長 井上漁業保険管理官  
藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 竹葉研究指導課長  
大久保水産業体質強化推進室長

### 4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第62回企画部会  
議事次第

日 時：平成28年8月5日（金）13:00～14:56

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）競争力のある漁業経営体の育成

（2）その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	競争力のある漁業経営体の育成	3
3	漁業経営改善計画の認定制度の活用に向けた見直し	27
4	閉 会	31

○企画課長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第62回企画部会を開催したいと思います。

最初に、開会に当たり、長谷水産庁次長より御挨拶申し上げます。

○水産庁次長 皆さん、こんにちは。次長の長谷でございます。

お忙しい中、また暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。

4月から水産基本計画の見直しに向けて御審議いただいているところでございますけれども、本日は、競争力のある漁業経営体の育成についての御審議をいただきたいというふうに思っております。

平成25年の漁業センサス調査結果によりますと、漁業就業者数は18万985人と、この10年間で約5万7,400人、24%減少ということでありますけれども、このことは、ある意味で、水産基本計画、これまでも数次にわたって見直ししてきておりますが、折り込み済みといいたいでしょうか、そういう就業者、経営体が減少する中で、残る担い手層といいたいでしょうか、水産基本法の用語で言えば効率的かつ安定的な漁業経営体と言ったりしますけれども、そういう方たちに生産を担っていただくということで水産物の供給を確保していこうということで、これまでも見直しを行い、施策を打ってきたということでございます。本日は、その延長上のまた御議論、御検討をいただきたいと思っております。

一方で、一昨日ですけれども、北朝鮮の弾道ミサイルが秋田県沖の排他的経済水域に落下するという事件が起きました。ニュースがありました。まさに極めて危険な行為ということで、政府としては、直ちに北京の大使館ルートを通じて嚴重に抗議を申し入れる等々の対応をしているところでありますけれども、前回の国際的な資源管理のときにもちょっと似たような話がありました。周辺国とさまざまな問題を抱えている中で、漁業というものが常に最前線に置かれているということを常に認識していなければいけないということだと思います。

競争力の話、効率的な話は、極端なことを言えば、本当にどこかの外国をモデルにして大型の効率のよい漁法で獲ってしまえば、相当程度の部分の供給というのは可能な訳ですけれども、一方で、産業政策だけではなくて地域政策、そういう今言ったような最前線に立っている漁業のいろいろな機能というようなものも考えて、さきの国会でも有人国境離島についての法律が成立したりというようなことがございます。そういう、水産行政は、いつも産業政策と、一方で地域政策との間のバランスの中で施策があるということでございますけれども、そのうちの今日は前者のほう、競争力のある漁業経営体の育成についてということでございます。

本日は、そのほかにも、水産業における女性の参画の促進ですとか安定的な漁業経営のための

各種制度資金のあり方についても検討が必要というふうに考えております。これらのことにつきまして、本日は委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいというふうに存じております。

簡単ではございますけれども、本日もどうぞよろしく願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、本日の会場の事務的なことについて御連絡申し上げます。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられません。御発言の際には事務局がマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただいてマイクをもらってから御発言いただくようお願いいたします。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中8名の方が御出席いただいております。それによって定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しております。また、特別委員は11名中10名の方が御出席いただいております。

なお、特別委員のうち平田特別委員と山田特別委員が辞任され、新たに若狭信行様、久保田正様が特別委員に選任されましたので、御紹介いたします。

まずは、若狭信行特別委員です。若狭特別委員は、大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長でおられます。

○若狭特別委員 若狭でございます。よろしくお願いいたします。

○企画課長 久保田特別委員は本日御欠席ですので、次回御出席されたときに改めて御紹介いたします。

なお、お手元に資料とは別に水産政策審議会企画部会の委員、特別委員名簿をお配りしておりますので、御参照ください。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており、傍聴者もお見えになっております。また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様にご覧いただき確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料が全部で4つございます。まず資料1「競争力のある漁業経営体の育成」という資料がございます。資料2「漁業経営改善計画の認定制度の活用に向けた見直し」というものがございま

す。ございますでしょうか。資料3が2つございまして、資料3-1が大森委員から提出いただきました1枚の資料でございます。ございますでしょうか。資料3-2が佐藤委員からご提出いただきました2枚の資料です。

以上でございますが、お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら挙手を願います。

ありがとうございます。

また、委員及び特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回までの企画部会における水産基本計画の変更に関する資料をファイルにとじた形で配付させていただいております。これも御参照ください。

それでは、ここからの議事進行は馬場部会長にお願いしたいと存じます。部会長、よろしくお願いたします。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、競争力のある漁業経営体の育成となっております。本日の企画部会は午後3時までの予定となっておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、初めに事務局より競争力のある漁業経営体の育成について御説明をお願いします。

○漁政部長 漁政部長の大杉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

着席で御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料1、競争力のある漁業経営体の育成という資料でございますが、この構成は、冒頭、長谷次長の方から紹介させていただきましたテーマに沿った形で編集しております。

まず、2ページをお開きください。

最初に、世界の水産物需要の高まりについて御紹介をいたしますと、欧米での健康志向の高まりや、中国など新興途上国の経済発展によりまして、世界の食用水産物消費量は年々大きく増加しております。世界の1人当たり年間水産物供給量も約50年間で2倍に増加しております。国連の予測によりまして、2040年の世界の人口は90億人とされておりまして、世界の水産物の総需要量は今後も増加していくことが見込まれます。

3ページをご覧ください。

また、競争力のある経営体が今後利用していくべき資源ということに関連いたしまして、世界の漁業・養殖業の状況について解説をいたしますと、2014年の世界の漁業生産量は9,500万トン程度、増産の余地のある海洋生物資源が減少し、世界の海面漁業生産量は頭打ちという状況で

ざいます。また、2014年の世界の養殖業生産量は1億100万トン程度、養殖生産量は増大を続けていますけれども、中長期的に見ますと、養殖適地に限りがあることなどの制限要因によりまして、養殖生産量の増大にも限界がある可能性があるというふうに言われています。

このような世界の漁業・養殖業の状況の中で我が国の漁業の現状ということになりますと、4ページでございますが、生産額、生産量は、環境変動や国際情勢の変化を受けた資源的な制約、そしてコストの上昇、それによる漁業活動の自制・縮小ということでございますが、これによりまして長期的に見て減少傾向にあるわけですけれども、ただ、下げどまりの兆しも一方で見られるということでございます。そのページの絵をご覧いただければと思います。

5ページに進みます。

具体的に主要16魚種37系群の資源の状況を見ますと、自然環境等の変化の影響を大きく受け年々変動し得るわけでございますが、中長期的な傾向といたしましては、大きく増加するというような状態にはないということでございます。TAC魚種の漁獲量・資源状況の推移も、下の右側の図にあるとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、漁業構造の現状について御紹介をいたしますと、販売金額が300万円未満の経営体が全漁業者の6割弱を占めています。しかも、2013年センサスデータを2008年センサスデータと比較いたしますと、こういった零細漁業経営体の割合が増加しているわけでございます。経営体の9割以上を占めます個人経営体で見ますと、販売金額300万円未満の漁業者、零細漁業経営体ということでございますが、中央下の円グラフにありますように65歳以上が約74%を占めています。零細漁業経営体の基幹的漁業従事者の高齢化が進んでいるわけでございます。

7ページをお願いいたします。

本日のテーマであります効率的かつ安定的な漁業経営体の育成ということ論じていく上で、まず水産基本法の規定を見ていきたいと思えます。良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならないという大きな理念、第2条の規定でございますが、そのもとで水産業の健全な発展というのは、水産資源を持続的に利用しながら、1つには効率的かつ安定的な漁業経営の育成、2つには漁業、水産加工業及び水産流通業の連携、3つには漁港、漁場その他の基盤の整備によって図られるとされているわけでございます。そして、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に関連しましては、そのページの下にありますように、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化、漁船その他の施設の整備、事業の共同化、その他漁業経営基盤の強化の促進のための施策を講じることとされているわけでありませう。



8ページをお願いいたします。

現行の基本計画の規定ぶりでございますが、10年後、したがって平成34年度ということですが、これを目途に経営として漁業を行う者の大宗——大宗という意味は、我が国の漁業生産額のおおむね9割に相当するとしているわけでありますが、これが資源管理・漁業所得補償対策、現行の資源管理・収入安定対策に当たるわけですが、これに加入しながら、より収益性の高い漁業経営を実現することを目標にしているわけであります。

収入安定対策ですが、平成24年3月末に加入率が生産額ベースで55%であったものが、直近、平成28年3月末には68%に伸びているわけであります。ただ、一方で、この加入状況を見ていきますと、件数は増加しているわけですが、加入者の生産額に占める割合の伸び率は低下しているという現象がございます、これは、零細漁業者の割合が増加しているということが推測されるということではないかというふうに見ております。

10ページをお願いいたします。

以上のような現行の基本計画のもとでの資源管理・収入安定対策への加入状況を見た場合、目指すべき漁業構造に向けた施策のあり方といたしましては、担い手たる漁業経営体を、1つには計画的に資源管理または漁場改善に取り組みつつ収入の変動を緩和して効率的かつ安定的な経営を目指している「資源管理・収入安定対策」の加入者である個人経営体、2015年度で1.8万経営体程度あるわけですが、そして、2つには、資源管理計画または漁場改善計画に参加する法人及び共同経営体で、4,000経営体程度あります。①と②を合わせますと2.2万経営体程度あるということですが、これらといたしまして、施策を徐々にこれらに重点化していくという方向があり得るのではないかという考えでございます。

下のピラミッドの絵を見ていただきたいわけですが、これは2013年センサスベースですが、全体で9万5,000経営体程度があります。したがって、下に記載してありますその他の経営体というのは差し引き7万3,000経営体程度ということになります。担い手たる漁業経営体が2万2,000経営体程度でありますので、そういう計算になります。こういった構造の中で、資源の利用の面から見ますと、担い手たる漁業経営体2万2,000経営体程度が約7割、その他の経営体7万3,000経営体程度が約3割の資源を利用しているということでございます。今後、担い手たる漁業経営体が漁業生産の大部分を担って、他方で、その他の経営体は、漁業技術の指導ですとか漁具のメンテナンスなどのさまざまな活躍の場を通じて、担い手たる漁業経営体を支える形で漁業にかかわっていくと、そういったことで、水産業全体として、漁業はもちろんのこと、養殖業においても増えていくことがなかなか難しいと言われている資源をより効率的に活用すると

ともに、その他の関係者も含む形でさまざまな活動を通じた多面的機能の発揮ですとか、漁村コミュニティの維持ですとか、そういったことが引き続き図られるような姿を目指していくことをイメージすることができるのではないかとこのように考えております。

11ページをご覧ください。

先ほど御紹介をしました資源管理・収入安定対策の加入者について、もう少し解説をいたします。中ほどの絵の左側をごらんください。要綱・要領ベースで国や都道府県の指針に基づきまして、休漁ですとか漁獲量制限ですとか漁具制限、あるいは光力制限といった資源管理措置を定めた資源管理計画、これは漁船漁業についてですけれども、それから養殖業については持続的養殖生産確保法という法律ベースで国の基本方針に基づき適正養殖可能数量ですとか養殖密度の上限、漁場面積当たりの施設面積の上限といった漁場環境維持・改善措置を定めた漁場改善計画に参加することを条件として収入安定対策に加入できるわけでありまして。

この資料の右下をご覧くださいなのですが、この収入安定対策に加入しますと、その場合ですけれども、ぎょさいと積立ふらすを合わせまして、基準収入の基本的に9割の水準から減収が生じた場合に、その減収の一定割合が補填されるといったことだとか、あるいは、積立ふらすの部分についてですけれども、その補填金の積み立て原資について4分の3を国庫が助成をすると、こういったことが支援措置として用意されているわけでありまして。

12ページをお願いいたします。

資源管理・収入安定対策の加入状況でございますが、ある程度の生産規模、収入がないと拠出金を支払うメリットがなくて、そういったことから比較的生産規模の大きい個人経営体や法人経営体が多い養殖業では、左の円グラフにありますように63%の加入率となっております。漁船漁業では、これに対して、16%の加入率ですけれども、沖合・遠洋漁業と個人零細経営体が中心の沿岸漁業とでは、その加入率が大きく異なっていることが推察されます。

13ページをお願いいたします。

以上のような担い手たる漁業経営体への施策の重点化ということを考えていくに当たっての留意事項でございますが、1つには、多種多様な漁業・養殖業の実情を踏まえた形で構造改革を進めていく必要があるということではないかと思っております。それから、2つ目ですけれども、漁業の持つ多面的機能や集落維持機能というものを考えますと、担い手に集中・重点化すべき漁業経営に関する施策は、それはそれとして、そうでない施策、例えば離島交付金ですとか水産多面的機能発揮対策交付金のような、いわば地域政策的な施策とは分けて整理をすることも必要なのではないか。両方とも、水産施策のいわば車の両輪という形で進めていくという考え方ではないかと

いうふうに思います。

新規就業者の育成・確保のテーマに移りたいと思います。

15ページをお願いいたします。

まず、漁業就業者をめぐる現状でございますが、そこにありますように漁業就業者数は年々減少しております、平成27年には約16.7万人となっております。漁業就業者のうち55歳以上の就業者が60%を占め、高齢者が多い状況でございます。他方、35歳未満の若手の就業者が占める割合は、若干でございますけれども増える傾向にあります。

16ページをお願いいたします。

そういった中で、新規漁業就業者についてですけれども、その数はおおむね年間2,000人程度でございます。下の左の棒グラフにあるとおりでございます。新規就業者は比較的若い世代が多くて、平成27年に漁業に就業した者の中で40歳未満の者が約7割を占めています。右側の円グラフをご覧いただきたいと思います。

17ページをお願いいたします。

新規就業者へのニーズは高まっているわけですが、その背景として御紹介をしてあります内容が下の右側のところでございます。まず、上の経営体の観点からでございますが、配乗人数を満たせないため建造を見送らざるを得ないとか、ぎりぎりの人数で操業しているため、1人病気になっただけでも出漁できず、生産性が低下しているといった声がありますし、その下、地域の観点からいきますと、地域コミュニティーの維持が困難になっているとか、漁業就業者の減少により関連産業も縮小しているといった声があるところでございます。

19ページをお願いいたします。

漁業から離職する理由、離職理由に関する調査結果をここで紹介いたしますと、35歳以上55歳未満の、若い人の離職理由は、下の右側の円グラフを見ていただきたいわけですが、経営体によるもの、これは経営体の業績悪化ですとか倒産ですとか解雇といったことなんですけれども、そういった事情のほかに、収入や労働条件のためと、これを理由とするものが多いという状況でございます。

20ページをお願いいたします。

新規就業者の確保の今後の方向性でございますが、このページの下の方にありますように、被雇用者として、雇われとして就業する者の場合、計画的な資源管理のもとで効率的な経営を目指す担い手、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手たる経営体への就業を支援していく、自営・独立者として就業する者の場合には、地域が担い手として育成しようとする者、そういう者

に対して支援をしていくという方向性ではなかろうかと考えております。

水産業における女性の参画の促進のテーマに移りたいと思います。

22ページをご覧ください。

現状でございますが、漁業就業者における女性の割合は約13%、漁協系統組織における幹部登用は約0.5%、女性への支援施策としては、漁村女性の資質向上のための支援ですとか、漁村コミュニティにおけるさまざまな活動に対する支援ですとか、また、強い水産業づくり交付金の中で子供待機室、調理実習室などの女性等活動支援拠点施設の整備に対する支援、また、漁協等の役職員のスキルアップの支援といったようなことを行っているわけでございます。

23ページをお願いいたします。

今後の方向性でございますが、第4次男女共同参画基本計画に沿った形にする必要はもちろんあるわけでございますが、女性が中心となって取り組む多種多様な活動を促進して女性の活躍の場を創出する、活動に必要な知識・技術の習得、優良な取り組み成果の普及といったこと、また漁協等の役員等の登用について自主的な目標を設定する、そして、その達成に向けた普及啓発を行っていくといったことではないかというふうに考えます。

25ページをお願いいたします。

融資・信用保証などの経営支援についてでございますが、申し上げるまでもなく、漁業は設備投資の額が非常に大きい、また経営が自然環境等に左右されやすい、そういう産業であるということ、しかも漁業者の信用力、担保力も低いという事情がありますから、円滑な資金調達を推進する観点から制度資金、それから信用保証保険制度を措置する一方、国による利子助成などの支援も行っているところでございます。

下の表をご覧くださいと思いますが、漁業経営改善支援資金という、認定漁業者がその漁業経営改善計画の達成に必要な長期の公庫資金ですとか、農林漁業セーフティネット資金という、自然災害や社会的・経済的環境変化などにより経営の維持・安定が困難となった漁業者が一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期の公庫資金ですとか、その次にありますように、都道府県が融資する無利子資金である沿岸漁業改善資金、また、現在では税源移譲によりまして、基本都道府県が利子補給をいたします漁業近代化資金などがあるわけでございます。

その下をご覧ください。国による実質無利子化のための利子補給の仕組みでございます。漁業経営基盤強化金融支援事業というふうに呼んでおりますけれども、認定漁業者、また被災漁業者などが借り入れる資金、公庫資金であったり近代化資金であったりするわけですが、これに対して2%の範囲内で5年間、または10年間、国が利子助成をして金利を実質無利子化するというこ

とをやっております。

その右側をご覧ください。水産業競争力強化金融支援事業というものですが、こちらのほうは27年度補正予算によりますT P P対策としての広域浜プランに基づく漁船リース、そのリース事業者が借り入れる資金、公庫資金とか近代化資金についてですけれども、2%の範囲内で、5年間、国が利子助成をすることによって、実質無利子化するものでございます。

26ページをご覧ください。

信用保証保険制度についてでございますが、資金の円滑な融通を図る観点から、各県の基金協会が債務保証を行い、そして、その責任の一部を独立行政法人たる信用基金に、保険に付するという仕組みでございます。

これに関連いたしまして、右下、赤で囲んだところをご覧ください。国による実質無担保・無保証人化等の仕組みについてでございます。漁業者保証円滑化対策事業というものでございますが、認定漁業者などを対象に、保証人は不要、それから担保は融資対象物件である漁船に限定をする、そして、機関保証の事故率から代位弁済見込額を出して、その3割、7割をあらかじめ基金協会、信用基金に助成をすることによって機関保証を円滑化する仕組みでございます。

それから、水産業競争力強化金融支援事業というものを再掲しております。25ページの右下に戻っていただきまして、先ほど御紹介をいたしましたように、実質無利子化の話とともに、保証人、物的担保は必要であるものの、機関保証の保証料を国が全額助成するということを行っているわけでございます。

下の対応の方向というところをご覧ください。こういった形で制度資金、それから信用保証保険制度というのは、資金の円滑な融通という形で漁業者などの経営にとって極めて重要な役割を果たしているわけでありまして、引き続き資金の借り入れ、信用保証に係る負担軽減を推進していくべきではなかろうかということでございます。

少し分厚い資料でございますが、以上、御紹介をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明のありました内容について、これから御審議いただくわけですが、この資料の1は目次のIからIVに分かれておりまして、それぞれ審議時間をとりたいと思いますので、幾つかのパートに分けて御審議いただきたいと思います。

まず初めに、目次のIの効率的かつ安定的な漁業経営体の育成と、IIの新規就業者の育成・確保ということについて御意見、御質問を受けたいと思います。数名の方から御発言いただいた後

に一旦区切りまして、事務局から回答をいただくという形で進めたいと思います。

なお、時間の制約もありますので、委員の皆様からの御質問に関しては事務局より可能な限りこの場で回答していただきます。また、御意見に関しましては、今後の事務局における検討の参考とさせていただくことといたします。

それでは、審議時間として14時20分ごろまでをとりたいと思います。よろしくお願いします。

まず、大森委員と佐藤委員から意見が出ておりますので、まず佐藤委員からお願いします。大森委員は所用により遅れるとのことですので、到着後に御説明いただきます。

○佐藤委員 それでは、恐縮ですが、佐藤でございます。よろしくお願いします。

資料を送っていただきましてありがとうございます。拝見して、タイトルが「競争力のある漁業経営体の育成」とあるのですが、読んでまいりますと、中身はとにかく漁業者が減り、高齢化し、現状を維持することも大変難しい状況がさまざまに書かれています。そのための施策が書いていないわけではないのですけれども、これまでにどのような施策があつて、それがどう生かされてきたのか、どういう結果であつたか、がわかりません。それらをふまえて次の施策はどうするかに進むべきことだと思いますが、そここのところが見えてきません。

そして、また続けて申し上げますが、次の新規就業者の育成・確保についても、漁業経営体も漁業就業者も毎年確実に減っていく中で、新規就業者が微増していると書いてありました。ここは、その微増が一体どういう施策によってなされたのかも書いてあると良いと思います。大切なのは、良いことが次にどうつなげていけるかということであり、これからの基本計画の柱になっていくことではないかと思い、書かせていただきました。

タイトルに大きなずれを感じたことが、今回このように先に資料をお出しした理由なのですが、この競争力のある漁業経営体の育成というのを大きなタイトルとして言っていられるのは何でなんだろうと思いました。農水省のホームページを改めて拝見しましたら、8月1日に新しく変わっていました。そのトップにはいろいろな項目があり、その中で一番目についたのがT P P 関連情報ということ、それから随所に攻めの農林水産業という言葉が出てくるのでした。これらを拝見いたしまして、想定されている競争相手というのは、諸外国なのだろうと考えた次第です。

そのテーマで書くということでありましたら、今、世界がどうだ、日本がどうだという状況説明に加えて、下の真ん中あたりから1、2、3と書かせていただいたんですが、まず漁業経営で実績を上げている経営体の成功事例というのは、国がこういう施策をして、全体ではないけれどもこういう成功事例があると、そのために国や地方自治体がどんな施策を行ってきたかというこ

ともある程度書かれているということがあってしかるべきではないかと考えました。

また、輸出振興を国が目指しているということがホームページから感じられたものですから申し上げますのですが、輸出で実績を上げている漁業種や、そのための地域の取り組み、それから、そういうふうに持ってくるための国や地方自治体が行ってきた施策というのがどうであったか。こういう施策がこういう成果に結びついたと書かれた方が良いと思います。例えばJETROの資料を拝見すると、ホタテが大変輸出が多いものになっています。なぜホタテだけがそこまで伸びることができたのか。それから、そのことで経営体がどう変わったのかとか、地域がどういうふうに変化したかということがあると良いと思います。よい事例を見て、それに多くの皆さんが刺激を受けて、日本中の水産業がよくなっていくことが、これから目指す方向だと思うから申し上げますけれども、何かそういうことがここに書かれているべきではないかと考えました。

それから3番目、新規漁業就業者を確保するために行ってきた具体的な施策と、その効果検証についてです。これはもう15年以上なされている施策だと思います。私自身も、今から15年前ですけれども、当時の漁政部企画課と一緒に、この「ザ・漁師」というのは漁業後継者確保のための情報紙の編集に関わらせていただきました。当時は本当に、漁業という仕事がどこに聞いたらいいのか、それから、一体どんな種類があるのか、一体幾ら収入を得られるのか、休みはどうなっているのかというようなことの窓口が本当に見えない状況だったものですから、まずそれを記そうということで、この情報紙をつくりました。そして、それを水産庁や関連団体のホームページにも載せていただいて、ハローワークに配っていただきました。そうした活動が、今の漁業就業者確保・育成センターの活動やいろいろなフェアにつながっていることだと考えております。我々の取材や編集作業は、漁業就業者確保のための一部でしかありませんけれども、直接かかわって見てきたことから多くを考えました。情報発信は、一度で終わらせず繰り返し繰り返し行う必要があるということ、それから、良かった施策は高く評価すること、そしていついつまでにどうするというようなタイムスケジュール感を持って目標を設定することです。こうしたことが基本計画の中にある程度書かれていかないと、漁業者が減りました、こういう施策をしました、また人が減りました、こういう施策をしましたということの繰り返しばかりで、なかなか次が見えてこないんじゃないかと思います。もっと根本的に皆さんに考えていただいて、ページ数が厚くなるかもしれませんがこれまでの施策の結果、特に良い結果について盛り込んでいただきたいと思って書かせていただきました。

それから、すみません。続けて申し上げますが、新規就業者をテーマとする際には、人に焦点を当てたケースと、中にも書かれていますけれども、明らかに経営者として入ってくるような人

たち、例えば3人集まってやるというケースもあれば、他業種から参入するというケースもあるかと思いますが。その両方を視野に入れて新規漁業就業者ということが考えられて、こういうふうな道がありますよという提言というか、基本の考え方があっていいんじゃないかと考えました。現在の法律とそれが整合するかどうかということがあるかと思いますが、変えるべきことは変えるぐらいで取り組んでいきませんか、漁村や漁港に人とにぎわいを呼び戻すことはできないのではないのかと思ひまして意見を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○馬場部会長 もう少し御意見を伺ひましょうか。

では、高橋特別委員お願ひします。

○高橋特別委員 漁業就業者というⅡのほうですが。

ここ数年来、漁業就業者という定義をどういうふうに設定をしているのかちょっとわかりませんが、沿岸漁民と、沖合・遠洋、この区別がわかりづらい。沿岸も沖合も遠洋も、仕事の内容は全く違う。漁業就業者といいながら全く違うということで、沿岸は自営の方が多い。それからアルバイトで乗っている人も多い。沖合・遠洋については、これは雇用船員という形で乗っていきますので、全く形態が違う中で、どう区別しているのかわかりづらいという状況になっているという印象を受けています。

これからの就業者の確保・育成ということを考えますと、分離をしたところと、両方が一緒になったところと、そのような形の記載というのが私は必要ではないかと思ひます。これを見ても、どこの漁業就業者を指しているのか、わかりづらいという項目があります。将来、確保・育成についても、採用の仕方が違うわけですから、沖合では大体何人、沿岸では何人、それから遠洋ではこのぐらいの人数が必要だという目標を設定して頂きたい。現在2,000人という目標設定がありますが、沿岸の目標と思われまますので、沖合・遠洋も検討していただきたいと思ひしております。

以上です。

○馬場部会長 ありがとうございます。

では、まず関特別委員。次に中田特別委員、お願ひします。

○関特別委員 関です。新規就業者のグラフですけれども、この中には後継者として参入している人と、漁業とは全く関わらないところから入ってきている人がいると思ひます。最近では、漁業とかかわらないところから入ってきた新規参入者への施策はいろいろ出来てきているような気がするんですけども、そもそも漁家の後継者の立場にあって、そのまま親の後を継いで漁業に従事する人たちへのサポートというのが、ちょっと見えない感じがいつもしています。それはそ



れでやっているということがあったら、教えてほしいなというふうに思います。

もう1カ所気になったところは、7ページのところで、これは基本法の文言なのでわかりにくいのも仕方ないのかもしれないんですけども、「合理的な価格で安定的に供給」と書いてあるんですが、合理的な価格って一体、誰にとってどう合理的なのかなというのが何かよくわからないんですね。現場に行くとよく解るのですが生産者の方は作業の効率化や経費の削減に関していろいろ努力をされています。むしろ、何でその価格になるのかというところを、消費者の人たちにもっと漁業のことを知ってもらって納得してもらおうということも大事なのかなと思います。

以上です。

○馬場部会長 では、一度ここで切りますか。事務局よりご回答があればお願いします。

○漁政部長 佐藤委員から御意見を頂戴いたしました。貴重な御意見、どうもありがとうございます。

この資料に十分に表現されていない、記載されていない内容があるんじゃないかという御意見がございましたので、改めて、本日の資料の位置付けといいますか、取り扱いについて説明をさせていただきますと思います。

それに先立って申し上げたいことですが、冒頭、なぜ「競争力のある漁業経営体の育成」なのかということについて、TPPのことですとか、攻めの農林水産業のことですとか、農林水産省のホームページにかなりの分量を割いて掲載されているというようなことを御紹介いただきました。「競争力のある」という表現を使っている一つの側面として、御案内のとおり、TPPを中心として国際貿易交渉の結果として、水産物の場合は農産品と違いまして平均関税率というのは4%程度ですから、相対的に高いとは言えないわけですけども、こういったものが撤廃をされる、あるいは削減をされるというような状況で、より一層漁業経営体としては競争力を持っていかなければならないという発想が、このタイトルにあるというのは事実でございます。もちろんそれだけが背景にあるわけではございません。一つの背景としてあるということは事実でございます。

戻りまして、本日の資料の位置付けについてでございますが、基本計画の見直しに向けて、本年4月には水政審への諮問を行わせていただきました。そして、5月には現行基本計画の実施状況についての検証ということで、事務局のほうから説明をさせていただきました。そして、その後、今回8月の企画部会を含めまして、6月以降はテーマを設定して、各テーマごとの御議論をいただいているわけでございます。例えば、資源管理ですとか、国際的な資源管理ですとか、本日のように競争力のある漁業経営体の育成ですとか、そういったテーマごとの議論をさせていた

だいているところです。こういった議論を12月まで、大体1カ月に1回のペースで行っていきまして、そこで委員の皆様方から頂戴いたしました意見を踏まえて、年明け以降、基本計画の見直しの内容について御議論をいただくという予定にしているわけでございます。

本日の資料もそうですけれども、それぞれのテーマに合わせて、現状と基本計画において記載すべき事項についての基本的な方向性として、水産庁はこういう考え方を持っているということをお示しさせていただく体裁になっています。これに基づいて委員の皆様方に御議論をいただきまして、それを踏まえて年明け以降の基本計画案の作成に反映させていきたい。また、基本計画案をお示しいたしました後も御意見をいただきまして、それをさらに反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

このテーマで書くべきこととして3点ほど頂戴いたしました。漁業経営体の成功事例と関連する国などの施策、これは9月の企画部会で議論させていただく予定にしておりますので、そちらのほうで整理をさせていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の輸出で実績を上げている漁業種、あるいは地域の取り組みと関連する国などの施策については、これは10月の企画部会でテーマとして設定をしていますので、そこで議論をさせていただければというふうに思います。

3点目の新規就業者確保施策の効果検証ですけれども、実は5月の企画部会で議論させていただいたものですので、今回お示しさせていただいています内容というのは、それを踏まえたものになっております。他業種から漁業に参入するケース、それから経営体として複数人で会社を興すことも想定した支援策が必要だという御意見については、漁業の場合は農業以上に古くから企業経営というのが行われていますし、他産業からの参入も進んでいるところでございますので、昨今話題となっていますAIですとかIoTといった技術革新なども踏まえた新たな展開も期待されています。2月に基本計画の見直しの骨子案を策定していくことに向けて検討していきたいというふうに考えております。

また、高橋特別委員から貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございました。その中で御質問があった点、漁業就業者の定義についてお答えいたしますと、漁業就業者というのは、満15歳以上で、過去1年間に漁業の現場の作業に30日以上従事した者ということでございます。もちろん漁業経営者の場合もあれば、雇われということで漁業に従事している者も含まれるわけでございます。

それから、関特別委員から新規就業者に対する支援策について、なかんずく親元に就業する場合の支援策があるのかといった御質問を頂戴いたしました。本日用意しております資料1の20ペ

ージをごらんいただきたいんですけども、私は、先ほど、現在の施策について説明を省略させていただきましたが、このページの上半分に記載をしている内容が現在の新規漁業就業者総合支援事業の内容でございます。この中には、①の1番目と②の2番目のように親元に就業する場合も含む支援策も含まれております。

○企画課長 今回の特別委員の御質問に対する回答について補足させていただきます。

漁業後継者が親元に就業する場合も対象となっている施策というのは、具体的には20ページの②の2番目のポツの部分です。これは基本的に漁業後継者というのは、親から漁場であったりとか、あるいは漁船とか網とか漁具とかといったものを引き継いでおりますので、そういったものについての支援というのはなかなか難しい。一般の漁師さんとして独立するのであれば、そういう漁師としての一般の支援をさせていただくというふうな整理となっておりますが、家業を継ぐ人に他の支援を行うのは難しいということです。ただ、こういう研修等を経た後の一般的な経理、税務とか、こういった知識については、漁家子弟であろうが、ほかから参入してきた方であろうが同様に習得する必要があるであろうということで、この点については支援の対象とさせていただいているところでございます。これらについては今後とも御議論いただければと存じます。

また、高橋特別委員から、沿岸、沖合・遠洋の区別は明確にした上でやらないと、いろいろとわかりにくいのではないかと御指摘につきましては、検討の対象とさせていただければというふうに思っております。

あと、合理的な価格についての御質問の解答としては、正直難しいところではあるんですが、ここはもちろん資源の状況によってとれる漁獲高というのも変わってきますし、あるいは需要の傾向によっても変わってくる。まさに理想的な市場が形成する価格であったり、漁師さんも消費者の方々も納得するような価格が理想的な価格と言えるのではないかと。トートロジーになっているんですが、そういう理想的なものを追い求めていくべきではないかという理念が書かれているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○馬場部会長 では、先ほど手を挙げた中田特別委員、その後、大森委員が来られましたので、提出資料の説明をお願いします。

○中田特別委員 違っていたら申しわけありませんけれども、10ページに目指すべき漁業構造と施策の重点化というページがあります。これから目指していく方向性を示していると思って読みますと、大体3割の人たちを担い手たる漁業経営体というふうに定義して、重点的に策を投入していくというふうに受け取れます。それでいいのかどうかというのが1点と、でも、そうしてい

くと、今度は13ページに、そういうところを中心にして構造改革を進めていく必要があると書いた次に、突然そうじゃない約7割の価値観の漁業の人たちもいるよと書かれていて、結論として急にこれが出てくると非常にわかりづらい。本当は、はじめに約7割の人についてのことについても触れておいて、でもここでは3割の部分を対象にしたことをまず考えていきますというふうには書かないと、何を言っているかわからない形になっていると思います。ここら辺、どうでしょうか。

○馬場部会長 では、大森委員、お願いします。

○大森委員 遅れまして申しわけございません。

まず、6ページについてです。

沿岸の漁業の生産、漁業経営というのは零細だということで使われるんですが、例えば300万円以下の所得の層の方々とそれ以外の方々、これが漁業生産全体で比べた場合には大きな数字にはならないはずですので、その構成を資料とする御検討をいただければというお願いでございます。300万円以下の漁業者数だけで6割というと、生産の中核を担っているというところがどの層にあるのかというところが、6ページの表、グラフだけではなかなか見にくいのではないかなというふうに考えるからであります。

それから、13ページにつきましては、私は常々言わせていただいておりますが、漁村地域を支える漁業者というのは定年がないわけです。生涯漁業ができるわけです。ただ、その方々が生産の中核を担っているわけじゃない。ただ、地域を支える大事な人材であるわけです。ですから、そういった地域を支える方々に対しての地域政策と、本当に生産の中核を担う競争力のある経営体の育成という観点でこれら対象の方々に施策を重点化する政策というのは明確に区分けをして推進をしていただくという意味で、この13ページの表現については、中田特別委員がわかりにくいという言葉をおっしゃったのも十分わかるんですが、私としては意味が通じているのではないかなというふうに思う次第でございます。

そういったことも含めて、私が出させていただいた資料3-1というのをご覧いただきたいと思っておりますけれども、地域全体が世代交代を円滑にして、やはり地域地域で生産を安定的に担っていく方を育てて、まさに安定的な供給体制をつくっていくということでもあります。新規就業者というのは、まさに新規で入ってくる方々、経験や技術を習得する段階で、この一番左側に当たるというふうに考えます。これが10年ぐらい頑張ると、やっと将来の生産の担い手になり得るような方々に育てていく。これが第二段階。そして次の第三ステージは、まさにばりばりやっている今の中核的担い手、そして最後の高齢段階では浜全体の若手の指導なり浜の機能維持をしながら、

最後は漁船を譲り渡すなりして循環をしていくと、こういう大きな4つの層で循環型の生産構造を担っていくというのが漁村の姿だというふうに考えます。

その意味で、やはり先ほど13ページで言ったような中核を担う方々の中には、今、漁業を続けるか続けないかという、そういう逡巡をしている方々というのは、この左から2つ目のステージにあり、これから本当に頑張りたいんだけどどうするか、ここの方々が一番今悩みに悩んでいる方々です。ここに我々としては特に施策を集中的に、今、漁船のリース事業とか、そういうものも始まるわけですけれども、こういった層に当てていただきたいという、そういう思いです。

この層の中には、やはり漁村の子弟後継者、ここを構成しております。そういう意味で、20ページの新規就業者の中にそういった漁村の子弟後継者の担い手の方々も入っていますということですが、非常にわかりにくいと思います。今、私が示しましたステージの本当の新規就業者という方々は、まさに入ってきている第二段階の左の方々ですから、それから将来の担い手になり得るような、第二段階のまさに漁村の子弟の方々を中心とした層を一くくりの言葉でくくってしまうということが非常に政策をわかりにくくしているのではないかというふうに考えるものでございます。ここのはぜひ水産庁のほうで、何かそういったことを明確にできるような御検討をいただけないかということでございます。

以上でございます。

○馬場部会長 では、浜田委員。

○浜田委員 浜田でございます。

私も、新規就業者の育成・確保のところで御意見を申し上げたいと思います。

私は現在、新宿調理師専門学校というところで未来のシェフの育成を行っております。その中では、なぜ彼らが調理師、料理人という食材を扱う仕事を志したのかというところを考えたときには、必ず過去の体験やきっかけ、それから、それぞれが高校を卒業するまでに学校での取り組みの中で得た気づきが将来の目標につながっているというところがあります。ですので、この新規就業者、特に15ページの35歳未満の若手の就業者が増えているといったときには、その若手の就業者は、必ず過去の体験やきっかけや取り組みによって得た気づきによって就業をしているということがあると思いますので、そこは具体的に新規就業者にスポットを当てて数字であらわすべきではないかと思います。

もう一つ、「高齢化の進展により」というところなんですけど、これは、もう二十何年前の私が学生だったときに、既に教科書には「高齢化」という言葉は出てきておりましたが、今の若い子たちの教科書には、既に日本は「高齢化」ではなくて「高齢社会」と訂正されて言葉が掲載され

ております。ですので、今の漁業は高齢化の一途をたどっているのではなく、もう既に高齢の就業者が多いのでありますが、それも高齢化していることが単に問題というふうに捉えるのではなくて、団塊世代で元気でまだまだ働くぞという高齢者が増えたということでしたら、それは明るいニュースと捉えられるのではないかと思います。

また、そもそも55歳以上の日本における人口構造を見たときには、55歳以上の人口というのは多いです。35歳未満の人口を見ますと、これはもう少子化の一途をたどっておりますので、35歳未満の若手の人口は、人口構造から見ても少ないです。ということは、単に55歳以上の年齢層が占める割合と35歳未満の若手の占める割合を数で比較するというのはどうかと思います。日本の人口から考えたときには、35歳未満の人口のほうが圧倒的に少ないわけですから、これは35歳未満の若手の就業が微増と書いてありますが、人口構造から見ますと、若手が1人就業することが55歳以上の人口から考えて何人分に当たるかということを考えれば、これは微増ではなくて、増えているという明るいニュースなんですね。ですので、若手の就業者が増えているというニュースは、これ、1つ項目を設けて、漁業界の明るいニュースとしてしっかりとデータ等で取り上げるべきなのではないかと思います。

最近の私が教えている学生も、約500人ぐらいおりますが、高卒で18、19、20の学生を教えますけれども、最近の子はとてつ繊細で慎重なところがあるなというふうに見受けられます。ですので、そもそも不安定な職業にはなかなか就業しないはずなんですね。例えば学生なんかを見ていると、今ちょうど就職活動の時期ですけれども、どういう保険の制度とか保障の制度とか、その会社の中で福利厚生制度があるかということはすごく慎重に調べたり考えたりしています。ですので、若い人の就業が増えているということは、知れば知るほど、意外と水産業に就業することが保障制度ですとか福利厚生が安心材料になっているというところもあるのではないかと思いますので、なぜ就業したのかというきっかけのところを掘り下げていくと、これはさらに明るいニュースになり得るのではないかと思います。

水産業の女性の就業についても、長年どうしても漁協で働いている女性というイメージが拭き切れていないと思うんですね。ところが、私が漁協に行ったり海の駅に行ったりしますと、若い人が結構働いています。20代、30代、40代ですね。ですので、もう漁協の年配の女性というようなイメージではなくて、若手の女性の漁協の人が増えているという、これは微増であっても増えていることには変わりはないですので、そういったデータと、明るいニュースとして一つ項目を設けるとするのが今後の水産業の発展につながっていくのではないかと思います。

○馬場部会長 ここで一旦切りましょうか。何か御回答がありましたらお願いします。

○漁政部長 中田特別委員と大森委員から貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございました。

若干誤解と申しますか、私の説明が不十分だったからかもしれませんが、誤解があったような気がいたしますので、確認をさせていただきたいと思えます。

10ページをもう一度ご覧ください。この10ページのピラミッドの絵というのは、担い手たる漁業経営体、あるいは効率的かつ安定的な漁業経営体を目指して経営改善に取り組む漁業経営体と言ってもいいものが2.2万経営体程度あることを示しています。全体の経営体数は2013年センサスで9.5万程度ですので、そういった担い手たる漁業経営体以外が7.3万程度あることを示しています。それがその他の経営体ということです。私、3割、7割ということ申し上げましたのは、このピラミッドの上、2.2万経営体程度が利用している、要するに漁獲をしている、あるいは養殖生産を行っているというのは、全体資源の7割を利用している、7割を獲っている、つくっているということ。ピラミッドの下、7.3万経営体程度が全体資源の3割程度を利用している、という説明をしたわけでございます。

大森委員の御指摘にもありますように、この絵で示していることは、今後の方向性として、繰り返しになりますけれども、担い手たる漁業経営体というのが、漁業資源の7割を利用するというのではなくて、漁業、養殖業、いずれについても全体の生産の大きな伸びというものが今後期待されるわけではありませぬので、この利用の割合を上げていく、漁業生産の大部分を担うというような形にしていくというのが方向性としてあるのではないかと申すこと。そうなりますと、今、3割の資源を利用しているその他の経営体がどうなるのかということですが、これも繰り返しになって恐縮ですが、漁業技術の指導ですとか漁具のメンテナンスですとか、そういったさまざまな活動の場を通じて担い手たる漁業経営体をサポートする、そういう位置づけになっていくべきではないか。ただ、そういった人たちも、地域のコミュニティーを守っていく、担っていく重要な役割を果たしているということを忘れてはいけないということではないかと申すことを説明させていただいたわけでございます。

そういう観点で、中田委員から御指摘をいただきましたことにお答えしますけれども、13ページに書いてあります内容というのは、一方で、担い手たる漁業経営体、競争力のある漁業経営体を育成・確保していく。それによって、こういった経営体が漁業生産の大部分を担うような漁業構造をつくっていくと、そういう方向性と、他方で、地域を支える、それ以外の関係者も含めた形でさまざまな活動、活躍を通じて、多面的機能の発揮ですとかコミュニティーの維持ですとか、

そういったことを確保していくという、もう一つの水産政策の柱があるというイメージではないかということ、このページでは表現をしているわけでございます。大森委員が御指摘をされた内容も、まさにそういう趣旨ではないかというふうに理解をしております。

また、大森委員から、6ページの資料について、生産金額300万円未満の層の数の上での構成比だけではなくて、金額ベースでの構成比というものを示してほしいという御要望がございました。今後、そういった資料についてもお示しできるように検討をしたいというふうに思います。

それから、新規就業に関連してですけれども、大森委員から、20ページの資料というのは表現が非常にわかりづらいという御指摘をいただきました。今後の方向性として記述した部分でございますけれども、そのことをおっしゃっているんだと思いますが、端的に言いますと、大森委員も御指摘をされましたように、新規就業者、あるいは新規就業者を育成・確保していく政策というものを一くくりで考えるべきではないということを記述しているわけございまして、被雇用者として就業する場合であっても、自営・独立者として就業する場合であっても、目指すべきところは担い手たる漁業経営体、あるいは担い手たる漁業経営体への就業だということを念頭に置いて、両者を書き分けて、それぞれ支援を集中していこうという考え方を表現したものでございます。

それから、浜田委員から貴重な御意見をいただきました。

35歳未満の就業者が微増だということ、これは我が国の現在の人口構成一般からしても、もっともっと明るいニュースとしてPRをしていくべきことだというのは私どもも認識をしております。そういうことに努めていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 時間が余りなくて、あと一、二名ほど。

では、鈴木特別委員、次に久賀特別委員。

○鈴木特別委員 鈴木でございます。収入の件と、先ほどの新規の方のお話と、2つさせていただきたいと思います。

まず、収入に関しては、収入を上げる方策ということが今後本論には盛り込まれてくるのだと思いますが、今回のたたき台にはまだ収入を上げるための方策としてこういうことがあるだろう、ああいうことがあるだろうとか書いてございませんし、また、全国の中での好事例をそこへコラムとして載せていくということは、予定されているとは思いますが、ぜひ収入を上げるための方策を具体的に並べていただきたいと思います。

例えば1つ例を挙げれば、漁業者が漁獲をした魚の付加価値を上げていく知恵をどういうふう

に発揮しているかとか、例えば沖締めするとか、冷却海水を使うとか、さまざまに魚の価値を上



げてせりの魚価を上げている成功例というのはたくさんございますでしょうから、そういうことも含めて、いかに収入を上げていくかという方策をいろいろ並べて紹介していただきたいと思えます。

それから、もう一つ、新規就業者の方については、皆様方から御意見が出ているとおり、もともと漁業者に生まれ落ちた人と、初めてこの世界に入ってくる人は完全に分けて記述をしていくということは必要だと思えます。その中でも、この新規の方については、非常に今の子供たちが海浜とか河川とか、そういう環境との意識距離というのが非常に遠いような気がしております。

先日、NHKのニュースあたりでも、海水浴に行く人たちが、もう過去では考えられないほど減っているというようなニュースをやっておりましたけれども、それだけ海浜との触れ合いというものをしなくなっているわけなので、特にそういう原体験、先ほども浜田委員のほうからもお話がありましたけれども、そういうきっかけになるような原体験というものが本当に乏しくなっているということにも着目しなければいけないと思うのです。いかにやはり子供のときから河川、海浜に触れさせるかという、これはもう本当に教育の問題になろうかと思えますけれども、そこにやはり手をつけないと、漁業に関心を向ける子供たちが増えていかないという気がしますので、その点を盛り込んでいただけたら幸いです。

以上です。

○馬場部会長 久賀特別委員で、一旦切らせていただきます。時間の都合がありますので、ご発言についてはまた後ほど。

○久賀特別委員 久賀でございます。1つだけ意見を述べさせていただきます。

新規就業者の育成・確保についてです。20ページの35歳以上55歳未満の年代、ここの流出に歯どめをかけるためにも、担い手たる層、ここに焦点を当てて施策を行っていくのだということを理解いたしました。現実には19ページに示していただいているとおり、その離職理由が経営の悪化が多いということ、この資料で学びました。これを考えますと、担い手の問題というのは、やはりこの部分だけで切り取って考えても限界があるのではないかと思います。経営悪化が理由で離職が進んでいるということは、経営をよくするということが当然必要ですので、コストの削減と、魚価問題の解決のために、漁業経営のあり方と流通、その2つにおける現状の改善、政策支援というのが、これからますます重要になっていくのではないかと思います。

ありがとうございます。

○馬場部会長 では、ここで事務局のほうから御回答がありましたらお願いします。

○漁政部長 鈴木特別委員、どうもありがとうございました。

まさに経営体にとって収入を上げるための方策、あるいは付加価値を付けて、それをその経営体に還元していく、そういった方策を検討していくに当たっての成功事例といったものについて議論をしていく必要があるじゃないかという御指摘、ごもっともでございます。

実は、今回そういった資料を用意しておりませんが、今のところ10月の企画部会では加工・流通・消費・輸出施策の展開をテーマに御議論をいただこうというふうに考えておりますので、その中でも特別委員御指摘のような観点を取り上げることができるのではないかと考えております。

それからまた、新規就業に関して、その施策を新規参入と親元就業とで区別をしながら考えていくべきではないかという貴重な御意見をいただきました。私ども、先ほど御紹介をしました20ページの現在の対応の中でも、そういった仕分けといいますか、区別をして施策を講じている部分はありますけれども、御意見を踏まえて、さらに進めていくという方向で考えたいというふうに思います。

また、海浜ですとか、河川ですとか、そういった環境との意識距離が今の若い世代では特に広がっている、やっぱり教育の問題ではないかというようなお話をいただきました。全くおっしゃるとおりだというふうに思います。私ども、そういったこともしっかり念頭に置いて、この基本計画の見直しの検討作業を進めていきたいというふうに思います。

それから、久賀特別委員からも貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございました。19ページの資料をもとに、担い手の問題というのはその部分だけを切り取って考えても限界がある、やはり経営のあり方、あるいは流通をどういうふうに改善していくのかといったようなことを考えて議論していかないと解決の方向に進まないということ、私どもも全く同じように考えております。

繰り返しになりますけれども、流通の問題とは深くかかわる話でございますし、10月の企画部会のテーマとして取り上げて資料を用意しまして、また御議論をいただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 申しわけありません。まだ挙手されている方がいらっしゃいますけれども、この項目についての議論、審議をここで打ち切りたいと思います。また御意見がおありの方は、事務局にメール等で直接伝えてください。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、資料1の3番目になります。水産業における女性の参画の促進につきまして御審議いただきたいと思います。

時間が限られていますけれども、10分間程度をとりたいと思います。御意見、御質問、できる

だけたくさんの方にいただきたいので手短にお願いします。

それでは、関特別委員。

○関特別委員 関です。2点発言させて下さい。

1つは、女性に取り組む自主的・自発的な多様な活動というのは、もう今、どんどん現実として出てきていると思います。そういう方々にお話を聞いていくと、やっぱりすごく役立つ支援策としては、初期投資の資金の支援であるとか、ビジネスに必要な経理とか販促とか営業などの技術支援というところが非常に役に立つし、欲しいということをよく皆さん言われます。そういうことが支援の中身としてきちんと示されていけばいいんじゃないかなというふうに思いました。

もう一つは、漁業の中の女性の位置付けを向上させるということで、漁協の役員数を増やしていくことが目標として出てきているんですけども、役員数もそうですし、そもそも正組合員になる女性というのも非常に少ない。正組合員の場合は資格条件であるとか出資金の問題などによって、女性たち自身が正組合員になることを躊躇するケースもあるので一概に言えないんですが、それにしても、そういう要所にいる女性が余りに少な過ぎるというのは現実だと思います。ですから役員数に占める女性の割合を何%に上げていくというのは、目標設定としてはわかりやすく、一つのやり方としてはありかなと思います。でも、それだけでは根本的な問題の解決にはならないと思います。女性の考えも、同じ漁業に携わる者としてきちんと公の場で発言できること、例えば漁協の運営などに女性の意見が反映できる仕組みをつくるということが非常に重要ではないかなというふうに思っております。例えば、女性部員になれば総会などの公の場できちんと意見を述べられるとか、そういう仕組みをもし実践している漁協さんなりがあれば、そういう事例をもっと広めていってほしいなというふうに思います。

以上です。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤でございます。先ほどの資料の続きで申し上げます。

水産業における女性の参画の促進は、良いと思われることは全て列挙するぐらいあってもよいのではないかと思います。そして、女性たちの背中を押すような励ましと、やってみようという希望が持てる施策で、女性の幹部は何%以上を目指すという数値目標というのは、今、関特別委員がおっしゃったように解決にならないのかもしれませんが、やはり何がしかないと、「うちのかあちゃん、やっぱり外に出せないよ」というような地域の声がどこも根深くて、そう

いう空気感の中で女性が出ていくためには、やっぱりちょっと仕組み的なことも国のほうでつくって提示してみるというのも一つのやり方ではないかと思います。

そしてまた、漁協が直営する販売店を全国で、例えば30軒は女性に任せてみるとか、加工施設で郷土料理をつくって、それを自治体の食堂で提供するとか、そのつくったものの出口までを施策の中に入れて、そこに女性たちを入れますよというような、そこまでのパッケージ施策にして、女性たちがここまで出ていっていいのねということが、本人たちも周囲もある程度実験的であっても、やってみるようなチャンスを入れていくということがあってもいいんじゃないかと思いました。また、地域のPR役を担うのも、何%が女性が入るとか、水産見本市を視察する、その調査団にも2割は女性とか、何か具体的なものを幾つか入れてみて実験的にでもやってみるということがあっていいんじゃないかと思います。

そして、全国で高齢化が進んでいますが、本当に全国の女性の漁業者の方たちは、もう立派で、主婦として家庭の切り盛りをしながら漁業にも従事して、さらに隣近所も含めた見守りもするし、家族を含めた高齢者の世話もするし、もう本当に一人で何役もこなされている女性漁業者がたくさんいます。そのような女性たちが、さらに仕事が増えるの、というふうに受けとめるのではなくて、何か日本中のみんなが漁業者の女性を励ましてくれていると思うような、そういう何かメッセージと具体的な施策があると、女性たちは今まで以上に元気いっぱい暮らし、みずから動き出すきっかけになるのではないかと、それこそ施策が生きてくることではないかと考えます。

以上です。

○馬場部会長 ありがとうございます。

では、高橋特別委員。

○高橋特別委員 女性の漁船員、漁船の船舶職員として将来の幹部候補生のような登用というものへの入り口を、どこか水産基本計画の中に、あってもいいのではないかなというように思います。ブリッジワークをするような女性の人、将来は漁労長や船長を目指す、そういう人がいても良いのではないかと思います。汽船関係では将来の船長を目指す女性の方が挑戦をしております。そういう意味からすれば、短い航海の船から、船長、機関長を目指すような道筋みたいなものを何かつくっていくべきではないかなというように感じもします。検討していただければありがたいなと思います。

以上です。

○馬場部会長 では、これでひとまず締めさせていただきたいと思います。事務局のほうから御回答がありましたらお願いします。

○研究指導課長 研究指導課長でございます。

漁村の女性に、我々もしっかり活躍してもらいたいということで、女性の実践活動に関して我々、支援をしております。具体的には、女性が地域で実践活動、主には特産品の加工開発とか直売所、食堂経営、こういったことの活動が多いんですが、こういった実践活動を行う場合には、必要な知識、技術の習得、そういったことを支援をしております。それで、実際に活動します加工とか食堂経営とか、そういったものについて実際に助成をしている現状でございます。そういったものを、また成果報告会でどういった報告があったか、取り組み成果というのを公表しまして、幅広く漁村の皆さんに知っていただいて、成果を拡大していくための横の展開を図る事業を実施しているところでございます。

我々も、今後漁村の活性化においては、女性の視点からいろいろな活動に取り組んでいただきたいということで、こういったことを今後とも支援をしていきたいというふうに考えております。事例等につきましては幾つかございますので、またこういったことを整理していきたいというふうに思っております。

○水産経営課長 すみません。漁協等におけます女性の登用のお話でございます。これは全漁連系統の運動方針の中でも、男女共同参画ということで女性の登用をどんどん進めていこうという運動方針を出されて、その結果として、今、例えば山口県の漁協では女性部長を理事として登用されたりとか、県漁連のほうでも女性会長が誕生するというような形での、全体の数では少ないんですけども、そういった登用の具体的な形が見えてきたということは、これは大変大事なことだと思っておりますので、基本的には、こういった系統の運動方針をしっかり行政としても後押しして、そういった女性の活動がなかなか目に見えにくいところを表に出して、「さあ、みんなやってみよう」と、そういう雰囲気をつくっていくことが大事じゃないかと思っております。そこは、行政としても、どういった後押しができるか工夫をさせていただきたいと思っております。

○研究指導課長 女性の漁船員ということで、これにつきましては、海上の労働はいろいろございますが、我々もこういったことについてもいろいろ考えていきたいと思っております。

○馬場部会長 それでは、この項目につきましても、まだ御意見があろうかと思っておりますので、事務局にメール等でお伝えください。お願いします。

続きまして、4番目の融資・信用保証等の経営支援の的確な実施につきまして御審議いただきたいと思っております。これも、申しわけありませんが10分以内で審議させていただきたいと思っております。御意見ありますでしょうか。

久賀特別委員さん、お願いします。

○久賀特別委員 久賀です。

制度資金を利用して、漁船などの整備についてはぜひ円滑に進めていただきたいと思います。古い船は危険を伴いますし、生産能力が落ちてしまう。それが経営悪化の原因となって廃業につながってしまうということも考えられると思います。それは消費者の立場から言えば、生産力が下がって自給率が下がってしまうというのは望ましくないので、漁船漁業の維持のために代船建造をスムーズに、こういった資金を円滑に利用して、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 よろしいですか。

あと1名、では、東村委員、お願いします。

○東村委員 現在、さまざまな融資・信用保証等の経営支援が行われていると思います。それで、漁業者の方が今何で自分がこの融資を受けていられるかというのが、実際あまりわかっていないようなケースをちょっと小耳に挟んだので、私自身も誤っているかもしれませんが、例えば現在、日本海のほうでクロマグロの稚魚がいるから定置網を上げている。それで、網を上げているだけで何百万かのお金が入ってくるというような、そういう理解をされては全くもって、本来それは資源管理を行うことによって所得補償がなされていて、ですから、あなたたちは頑張っ、太平洋のクロマグロは今、世界的にすごく資源が減っているから守らなければいけない、その一環なんだということをおかして融資金をもらわないと、ただの低利融資の借金だったり補助金をもらって、何かちょっとけしからんと思うことがございました。

その話自体が、私が直接漁業者から聞いたものではないので、そういうふうに、制度資金をもらうときには、ちゃんと趣旨を説明して、これはこういうわけで、あなたにこのような制度資金を融資するとか差し上げるとか、そういうことははっきりこの場ではちゃんと書かれているのに、漁業者に行くまでに話がぐちゃぐちゃしてしまうというのは余り喜ばしいものではないかなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

では、ここで事務局よりご回答をお願いします。

○漁政部長 久賀特別委員、貴重な御意見どうもありがとうございました。

それから、東村委員からいただいた御意見に関してですが、私も漁政部長として着任したのはつい先ごろですけれども、水産庁勤務の経験はこれまで4ポストございます。それぞれの業務の中で漁業関係者と意見交換を多くやってきましたけれども、そういう中で感じておりますことは、

制度資金だとか保証保険だとか、こういった問題というのは、結構理解するのが漁業者にとって難しいということですね。どういう仕組みで、どういう趣旨で自分は融資を受けようとしているのか、また、先ほどは融資なり信用保証保険なりに限らず補助金のことにもコメントされましたけれども、漁協の職員がいろいろな事務作業を代わってやってくれているというケースがそれなりにあるというふうに感じてきました。難しい、あるいは複雑な仕組みであっても、それが実際漁業者にメリットとなるような形で広がっていくということは大事なことである一方、その趣旨なり目的なり、仮にも国民の税金を使うわけですから、よく漁業者が理解をするように、私ども、努力をしていかなければならないというふうに思っております。貴重な御意見、どうもありがとうございます。

○馬場部会長 これもまた時間が足りなくて申しわけありませんけれども、まだ御意見、御質問がおありの方は、事務局にメール等でお伝えください。お願いします。

続きまして、議事の2番目、漁業経営改善計画の認定制度の活用に向けた見直しについて審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○水産経営課長 水産経営課長でございます。

資料の2をお開き願いたいと思います。

タイトル「漁業改善経営計画の認定制度活用に向けた見直し」ということで、5月の企画部会の際に、いわゆる認定漁業者制度の見直しということで現状の説明をさせていただきました。

1ページをおめくりいただきたいんですけども、この制度の課題として、基本的な認識でございます。白丸、一番上ですが、競争力強化を図るために、計画的な資源管理のもとで地域・漁業者の主体的取り組みによって所得向上を推進していく、これが基本であろうと。それに当たりましては、2番目でございますが、地域における浜の活力再生プラン等、それに基づく社会特性、漁業実態などに応じた取り組みを支援・促進していく必要があるということでございます。

こうした背景を踏まえまして、漁業者による計画的な漁業経営の改善の取り組みを支援する制度、いわゆる認定漁業者制度についても、こうした方向性に沿って対応していく必要があると。しかしながら、同制度は画一的な目標しかなく、多様な取り組みを取り込めていないということで、活用は低調にとどまっております。

下の右の欄に参考として書いてございますけれども、この改善計画の内容につきましては、大臣の定める指針に記載してございます。①は主な取り組み内容として、漁船その他施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化等、多様な取り組みを捉えて、具体的には②の目標値とい

うことで5年間で付加生産額を15%以上上げるという計画をつくっていただいて、それを認定して、それに対して支援措置を講じていく。この付加生産額というのが、前回ちょっと説明したんですが、営業利益に減価償却費ですとか人件費を加えまして、要は、その活動によって生み出される付加価値というものをトータルで積み上げて、これを増やすという計画になってございます。

しかしながら、左のグラフにありますように、単年度の新規認定が青い棒グラフになるんですけども、20、21年でどんどん伸びたんですが、22年で低くなっていく。これは、※1に書きましたように、漁業収入安定対策の加入要件にしたということで、認定漁業者でないとこれに加入できないんだという形になって、どんどん伸びたんですが、それを外した23年以降はぐっと減って、今では年間大体100から200弱の認定となっているところでございます。これが現状でございます。

2ページ目でございますけれども、この見直しの方向性につきましては2つの柱、下の1番でございます。1つは計画的な資源管理、このもとで長期的な経営視点に立ってやっていただくと。経営改善を図っていくに当たりまして、この資源管理の中でしっかりルールを守りながらやっていただくことが重要だというふうに考えております。2つ目、意欲ある地域の取り組みと一体となった効果的な経営改善ということで、これは各浜で推進しております浜プラン、こういった内容に則して魚価の向上、コスト削減等々に取り組む、それを個別の経営改善計画にも落とし込んでいく。それを自治体、漁協とも連携しながらやっていくということが重要ではないかということで、右側の見直しの方向性といたしましては、上からいきますと、認定要件に、資源管理等に係る取り組みを導入して、きちんとそれは守ってもらうことを担保する。あるいは、2つ目でございますけれども、5年間の経営計画を達成したと、そうすると、その次の計画、また新たな目標を立ててというところを立てやすくしていく。改善計画に基づく改善の取り組みを5年で終わりにするのではなくて、継続していけるような仕組みにしていきたい。それから、その下の箱でございますけれども、浜プランと連携したような目標を設定する、それから自治体、漁協によるサポートを強化していく、こういったことが見直しのポイントになるのではないかと考えております。

3ページ目でございます。

具体的には、現行5年間で付加生産額を15%以上向上する、これをクリアできる計画を立てるのが認定の条件になっております。見直しの方向性ということでは、要件としまして、資源管理・漁場改善の取り組みには、これはかかわっていただく。これを実施することが前提ですと、その上で新たな経営上の目標設定につきましては、現行の目標に加えまして、漁業者の経



営状況、多様な地域の取り組みに応じた目標を設定できるようにする。具体的には、括弧に書きましたように、浜プランに位置付けられました所得向上の目標、これに関連した目標を個人の経営改善の目標にもしていただければ、それで認定をしていくとか、あるいは経営改善ということで、ある時点からどれだけ伸びたかというところに着目しておりましたが、意欲ある新規就業の方であれば、一定のレベルを5年後に超えるような計画をつくれれば、それは認定できるとか、そういう目標を少し多様化して、いろいろな経営改善の取り組みを取り込んでいけるような仕組みにしたいというふうに考えております。

支援措置は、下に書きましたように、現行制度資金の融通、それから無利子化等の措置を講じております。この内容についても今後充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上の内容につきましては、具体的な指針に落とし込んだ形で、秋口以降にまた御議論をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

では、事務局からの説明につきまして、御意見、御質問を受けたいと思います。よろしく願いします。

平野委員、お願いします。

○平野委員 質問でよろしいでしょうか。3ページ目の現行案では、生産額の目標を15%以上の向上のみといたしまして、これを成功させたのが1ページ目のグラフの右隣の※3のところに20.8%とありますから、15%以上の向上というのはかなり厳しいというようなことと捉えてよろしいのかということと、それから、この15%以上が厳しいので、もっと細かい、具体的な数字ではないんだけど、関連した目標というようなことにしたというふうに捉えていいのかということとを、ちょっと聞きたいと思います。よろしく願いします。

○馬場部会長 他にいかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員 私は、この改善計画に基づく認定制度、これを見直していただく方向はぜひ進めていただきたいというふうに思っております。その上で、御説明にもありましたように、今後浜プランに基づいた、浜プランとの連携がとれたものというふうにしていただくわけですが、この認定制度では認定漁業者という言われ方をされます。それから、浜プランにおける中核的な担い手の育成ということと、この辺が、言葉が違うことで漁業者が何か勘違いをすとか、そういうことがないような、整合性がしっかりとれたような形で進めていただくことをお願いしたい

と思います。

○馬場部会長 あと1人か2人、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ここで御回答いただきましょうか。

○水産経営課長 ありがとうございます。

平野委員の御質問でございます。1ページ目に戻っていただきまして、右下に※3として書きました、平成26年度に5年間の計画を終了しました方、達成できたのが20%、要するに283経営体のうち59経営体が15%以上向上するという目標を達成したということでございます。この年度だけ見ると20%ということで、これはかなり低いんじゃないか。あるいは、この15%はかなり厳しいんじゃないかということになるんですけれども、一方で、これは、その5年間のいろいろな凸凹があって、最終的には5年目にどうだったかという形でこれは設定しております。この26年度の20%も、中身をよく見ていくと、かなりこの年はノリの養殖の一定地域の方が多くて、そのノリの状況がよくなかった、こういう影響が端的に出ってしまったというのがございまして、ほかの年度、まだ集計中のところもあるんですけれども見てみると、5割を超えるような達成の部分も出てきたりということで、ちょっとこの評価の仕方自体が少し見直す必要があるのかなということも検討課題となっております。

結論といたしましては、15%向上というのは高い目標ではあるんですけれども、厳し過ぎるということではないので、これはこれで維持をしたい。ただ、この一本の目標だけで立ててくださいということ、いろいろな取り組みが拾い切れないということになりますので、そこは、例えばこの浜プランの目標に則した目標を立てていただいて、それを達成するという計画については認定をしていっていいんじゃないかということで、多様な取り組みを拾えるような目標の多様化をしたいということでございます。

大森委員の御意見、これは本当に重要なことございまして、浜の方々、今、浜プランに基づいて中核的漁業者の育成ということに取り組み始めているところでございますので、これとうまく整合性がとれる形で、この認定制度も使っていただけるように、誤解を招かないようにしっかり整理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○漁政部長 私から1点だけ補足させていただきますと、大森委員が本日提出されました資料にも「生産の中核的担い手」という表現がございますし、それから、私のほうから御説明をさせていただきました資料1の10ページに「担い手」たる漁業経営体という概念がございます。「担い手」としてイメージしています経営体の数も、先ほど御紹介をしましたように、個人経営体と法

人あるいは共同経営体を含めて2.2万経営体程度を念頭に置いておりますので、資料2の1ページの左下にあります漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者の数の推移のところと比較をしていただければ、両者の間に、将来のことを考えてもなお、混同があるべきものではないというふうに思っております。似たような概念ではないかというようなことから誤解を招くことがないようにして、しかも一方で、この認定漁業者制度、漁業経営改善計画の認定制度の活用に向けた見直しを進められるように努力をしていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございました。

よろしいですか。

では、また御意見、御質問があろうかと思えますけれども、また直接事務局にメール等でお伝えください。よろしくをお願いします。

それでは、事務局から報告事項等ありましたらお願いします。

○企画課長 ありがとうございます。

本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局にて水産基本計画の骨子案を取りまとめていきたいと思っております。また、漁業経営改善計画の認定制度の活用に向けた見直しにつきましても、本日いただいた御意見を踏まえて検討を進めてまいります。

今後の企画部会の日程ですが、次回、第63回については9月16日金曜日、午前10時からの開催の予定となっております。なお、次回は平成28年度水産白書に関する議事も予定しているところでございます。したがって、終了予定時刻が午後0時30分と、通常より長くかかることをお伝えしておきます。御了承をお願いいたします。

また、企画部会として、水産基本計画及び平成28年度水産白書の審議のための現地調査を10月後半に実施させていただきたいというふうに考えております。詳細については、皆さんの日程等の調整も含めまして、後ほど御連絡させていただければというふうに思っております。

なお、昨年度まで水産白書の審議の現地調査、実績ですが、昨年度は石川県、一昨年度は千葉県で調査を行っております。場所については事務局に一任いただければというふうに存じます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御助言、御指導をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○馬場部会長 以上をもちまして、本日の企画部会を終わらせていただきます。

途中でも申し上げましたけれども、まだ御意見、御質問がございましたので、直接事務

局のほうにメールでお伝えください。よろしく申し上げます。

以上で終わります。